

議会改革特別委員会

日 時 平成31年3月5日(火)
港湾振興特別委員会終了後
場 所 全員協議会室

議 題

- 1 政策討論会について
- 2 タブレット端末の導入について
- 3 今後の議題について
 - ・ 決算特別委員会について
- 4 その他

射水市議会基本条例（解説付き）抜粋

政策討論会

（政策討論会）

第 1 1 条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題について、共通認識の醸成及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、必要に応じて、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

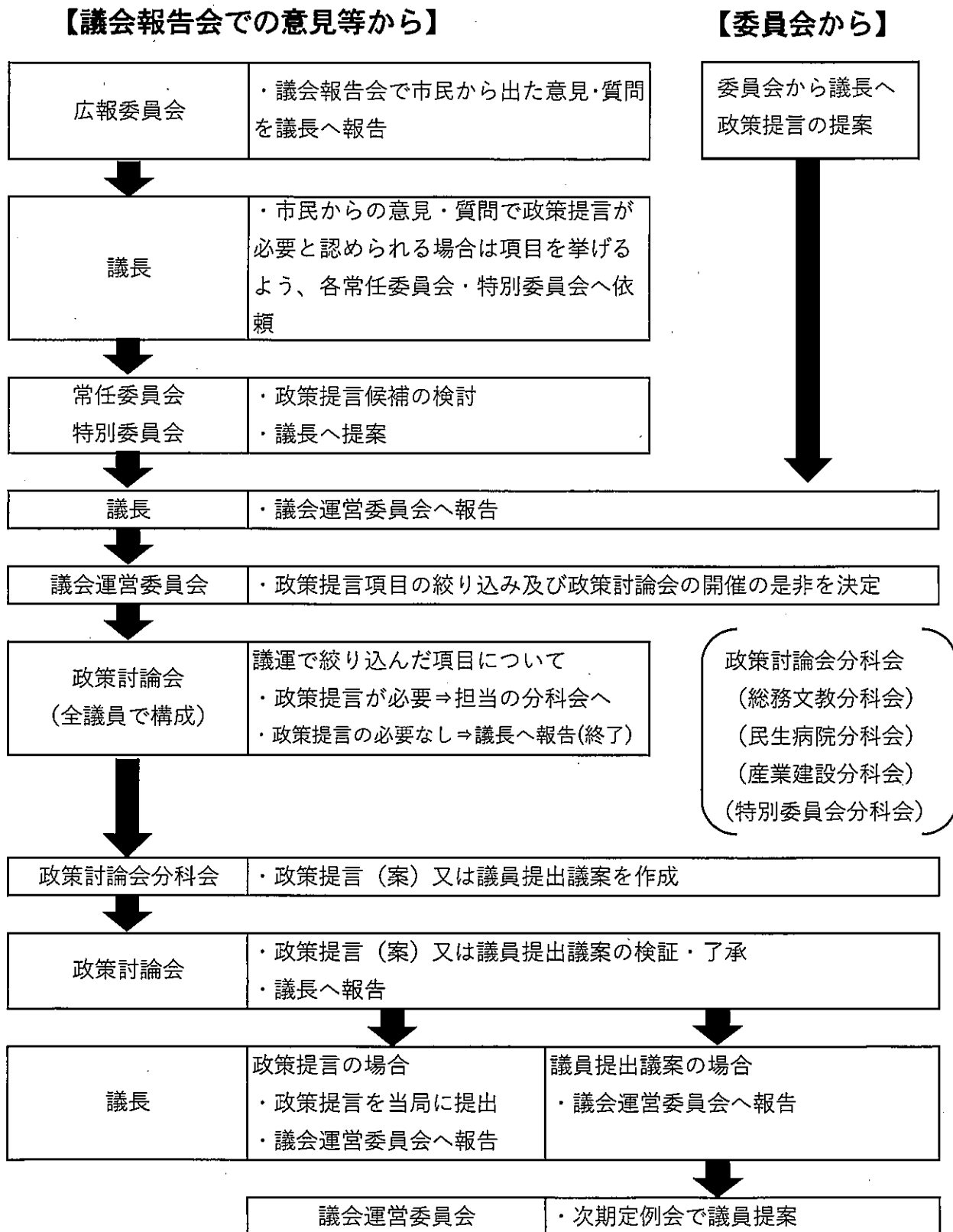
本条は、「政策討論会」について定めている。

「政策討論会」は、議員の政策提言や議会報告会等で得た市民からの意見について討論し、共通認識の醸成や合意形成を図るとともに、ひいては議会の政策立案等につなげるために開催するものである。

検討における議論

- ・ 射水市では政策を深め提案するのは、市当局だけであり、当局が不要と思うものは政策にはならない。しかし、それを一歩進めて、市民との意見交換の中で出た意見や、議員の政策提言をもとに、議会側でも政策を提案しようとするのが、この政策討論会ではないか。
- ・ 政策討論会は、先進自治体でもやり方がそれぞれ異なっている。射水市でどのように進めるかは改めて議論が必要だが、「政策討論会」について定めておくことは非常に重要であると考える。

◎ 政策討論会の流れ（案）



射水市議会政策討論会に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、射水市議会基本条例（平成29年射水市条例第19号）第11条の規定に基づき、政策討論会に関し必要な事項を定めるものとする。

（対応方針事項）

第2条 政策討論会は、次に掲げる意見又は政策提言の案について、議会として対応方針を協議するものとする。

- (1) 議会報告会で聴取した意見
- (2) 常任委員会による政策提言の案
- (3) 特別委員会による政策提言の案
- (4) その他議会に寄せられた意見で議長が必要と認めるもの

（組織）

第3条 政策討論会は、議員全員により構成し、議長が主宰する。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

（分科会）

第4条 政策討論会に分科会を置く。

- 2 分科会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる議員をもって構成する。

- (1) 総務文教分科会 総務文教常任委員会に所属する全議員
- (2) 民生病院分科会 民生病院常任委員会に所属する全議員
- (3) 産業建設分科会 産業建設常任委員会に所属する全議員
- (4) 特別委員会分科会 特別委員会委員長が指名する全議員

- 3 分科会に委員長を置き、各常任委員会及び特別委員会の委員長が分科会の委員長となる。

- 4 委員長は、分科会を主宰する。

- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、当該委員会の副委員長がその職務を代理する。

（運営）

第5条 政策討論会及び分科会は、議員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 政策討論会及び分科会の議事は、出席議員全員の一致をもって決する。ただし、一致しない場合は出席議員の3分の2以上をもって決する。

- 3 政策提言については、おおむね次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 常任委員会及び特別委員会は、議長からの依頼に基づき、議会報告会で聴取した意見の中で政策提言が必要と認められる場合は項目を選び、議長へ提案するものとする。
- (2) 常任委員会又は特別委員会が政策提言をしようとするときは、その理由、資料等を添

え、議長に提案するものとする。

- (3) 議会運営委員会は、政策提言の必要性が認められる項目について、議長からの報告に基づき、政策討論会の開催の是非及び議事項目を決定する。
- (4) 政策討論会は、議会運営委員会で決定した議事項目について、政策提言とするか否かを判断し、政策提言とする場合は所管する分科会に政策提言の案又は議員提出議案の作成を指示する。
- (5) 分科会は、政策提言の案又は議員提出議案を作成し、政策討論会へ報告する。
- (6) 政策討論会は、政策提言の案又は議員提出議案を検証し、採決の後、議長へ報告する。
- (7) 議長は、政策討論会から政策提言の報告を受けた場合は、議会運営委員会に報告するとともに、あわせて市長に提出する。また、議員提出議案の報告を受けた場合は、議会運営委員会へ報告する。
- (8) 議会運営委員会は、議長から議員提出議案の報告を受けた場合は、次の定例会で議員提案する。

(調査)

第6条 政策討論会及び分科会は、調査・検討に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(権能)

第7条 政策提言は、議員の権能を用いて強く行使しないよう、配慮するものとする。

(記録)

第8条 議長は議会事務局に政策討論会の内容を記録させるものとする。

(公開)

第9条 政策討論会及び分科会は原則として公開する。ただし、政策討論会においては議長が、分科会においては委員長が必要と認めるときは、それぞれの会議に諮り、非公開とすることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、政策討論会及び分科会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り、これを定める。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

タブレット端末の導入について（案）

◎ タブレット端末

- ・ 予算で購入（市の備品）⇒ 議員へ貸与

◎ 機種及び付属品

- ・ iPad Pro（12.9 インチ・64GB・Wi-Fi+セルラータイプ）（予定）
- ・ アップルペンシル

◎ 活用方法

- 会議システム（システム名：SideBooks）を使用した進行
 - ・ ペーパーレス会議
 - ・ 議会資料（議案、報告事項、各種計画等）のPDFデータの活用（閲覧・書き込み）
- 議会行事予定の共有（Google カレンダー）
- 議員相互及び市（当局・議会事務局）との情報伝達（メール）

◎ 費用負担

- ・ 通信費：公費 政務活動費 自費

◎ 今後のスケジュール（案）

- ・ 4～6 月頃 ルール等の決定、運用例の改正、規程の整備
- 6 月頃 タブレット端末の入札
- 7 月頃 納品
- 8 月頃 会議システム導入業者による研修
- 9 月定例会 試行（紙資料と併用）
- 12 月定例会 実施